

建設工事競争入札心得

(総 則)

第1条 この工事請負の入札に当たっては、本心得を承知してください。

(入 札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）してください。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは入札執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出してください。

この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合はその名の名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札してください。

2 入札参加者又はその代理人は、この入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、北海道の競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書替え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名捺印がない入札
- (4) 入札者又はその代理人がこの入札について2以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をした入札

- (6) 入札者がこの入札について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (7) 無権代理人がした入札
 - (8) 入札に関し不正の行為があった者の入札
 - (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- (開 札)

第7条 開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、この入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行いますが、再度入札の執行回数は原則として、1回とします。また、再度入札によっても、落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上で予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合があります。

(1) 該当申込の金額によっては、その者が該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當と認められるとき。

2 前項の入札を行った者は、発注者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

第11条 落札者がこの契約を締結しようとするときは、契約者の作成した契約書案に記名捺印の上、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約者に提出しなければなりません。

(談合情報に対する対応)

第 12 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴収を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 13 条 契約者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 14 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により契約者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 15 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。